

## 大型無人機を産業利用 政府、貨物空輸へ法整備

2015/10/21 13:55 | 日本経済新聞 電子版

政府が無人機の産業利用に向けた支援に乗り出す。まだ商用化されていない大型機について、官民共同で開発に着手したほか、国内外で貨物空輸ができるよう法整備を進める方針だ。通常の航空機と同じように空港で離着陸を可能にする。小型無人機「ドローン」を含め、企業が参入しやすいよう制度の整備や実証実験を進める。

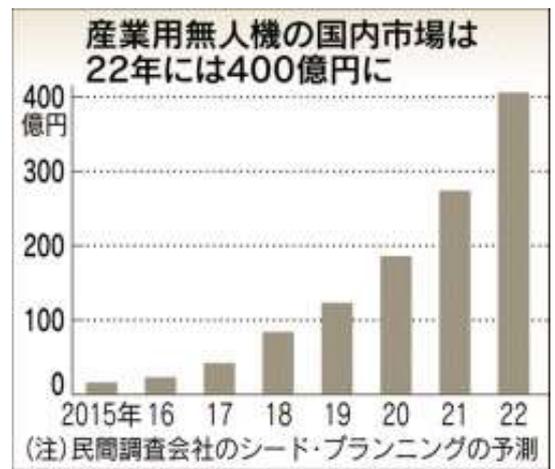
空港の滑走路を使うような全長10メートル超の無人ジェット機などの大型機は、国際的にも軍用以外の活用例はほぼないという。国連の国際民間航空機関（ICAO）の下部組織が2019年、民間機の国際ルールを無人機にも適用するよう改める。

政府はこれに合わせて航空法改正案を国会に提出する。原則として認めていない無人機の空港使用や、民間機向け航路の利用が可能になる。ICAOは今年から検討を本格化し、日本も担当者を派遣して対応を強化している。

大型機は地上にいる操縦者が遠隔で操縦する。内部の気圧や酸素濃度を維持する必要がなく、トイレなど人が乗るのに不可欠な設備もいらず、製造コストを下げられる。無人のため航続時間や距離を長くし輸送費を下げやすいとの見方が多い。

パイロット不足の緩和への期待もある。ICAOは30年に10年の2.1倍にあたる98万人のパイロットが必要になると予測。日本も航空会社などで養成可能な人数に限りがあり、人材供給が追いつかない見込みだ。貨物機を無人化しパイロットを旅客機に回せば人材不足の解消につながる可能性がある。

大型の無人機は資源調査やパイプラインの点検、科学研究のための撮影などにも利用できる。新潟市は経済産業省の支援を受け、官民で無人ジェット機の開発を進める。新潟市内に工場を建設し、航空機部品製造のYSEC（横浜市）や明和工業（新潟市）などの中小企業を中心に取り組む。



ドローンについては、政府は先の国会で航空法を改正し、住宅密集地で飛ばすのを原則禁止するなどのルールを定めた。曖昧だった運航ルールを整備し、企業による利用拡大につなげる狙いだ。

国土交通省は航空局内の検討チームで追加的なルールを検討。撮影機材を載せるなど高性能のドローンについて免許制や機体の登録制、製造時の技術基準の整備に取り組む。事故が起きた場合に被害者への賠償を補う保険加入を促す仕組みも保険業界などと調整する。

実証実験は特区を活用して進める。秋田県仙北市で国有林の上空でドローンを飛ばし、農林業などへの活用を探る。兵庫県養父市では医療機関が少ない地域の高齢者などに医薬品を宅配することを検討している。

経済産業省は16年度から3年間、無人機を使って離島に物資を運ぶ実験をする。日本版全地球測位システム（GPS）ともいわれる準天頂衛星を使って無人機の航行を高精度に制御する。災害時の物資輸送などでの実用を見込む。

調査会社のシード・プランニング（東京・文京）の予測では、国内の産業用無人機の市場は15年に16億円、22年には400億円を超える。米調査会社ティールグループによると、軍事用も含めた無人機の世界市場規模は14年に64億ドル（約7700億円）、10年後に1.8倍の115億ドルへ増える見通しだ。

---

**NIKKEI** Copyright © 2015 Nikkei Inc. All rights reserved.

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。